別紙様式第21号

令和6年1月23日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　　松下　浩一　殿

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長　　水嶋　浩雅

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1．委託会社等の概況

（1）資本金の額等

①資本金　370百万円

②発行する株式の総数　12,000株

③発行済株式の総数　7,400株

④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機関

＜株主総会＞

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金

融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

２．事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は令和5年12月29日現在、以下の通りです。

（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	79	789,121百万円
単位型株式投資信託	43	123,141百万円
単位型公社債投資信託	3	6,082百万円
合計	125	918,344百万円

３．委託会社等の経理状況

(1)年次財務諸表

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日　内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

⑵ 中間財務諸表

1. 　委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日　内閣府令第 52 号）により作成しております。
　中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 　委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2023 年4 月 1 日　至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米　永　隆　司

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度（2022年3月31日現在）		当事業年度（2023年3月31日現在）	
	金　額		金　額	
（資産の部）				
Ⅰ流動資産				
1　現金・預金		3,898,319		4,107,025
2　直販顧客分別金信託		100		100
3　前払費用		17,430		17,671
4　未収委託者報酬		413,031		405,624
5　未収運用受託報酬		763,121		1,348,108
6　未収投資助言報酬		1,814		1,787
7　未収還付法人税等		52,993		ー
8　未収還付消費税等		55,406		ー
9　その他		129,185		119,887
流動資産計		5,331,401		6,000,204
Ⅱ固定資産				
1　有形固定資産		13,296		10,649
(1) 建物付属設備	*1　4,998		*1　4,354	
(2) 器具備品	*1　8,297		*1　6,295	
2　無形固定資産		652		580
(1) 電話加入権	652		580	
3　投資その他の資産		103,397		106,113
(1) 投資有価証券	28,963		31,209	
(2) 長期差入保証金	73,135		74,425	
(3) 長期前払費用	1,298		478	
固定資産計		117,345		117,342
資産合計		5,448,747		6,117,546

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度 （2022年3月31日現在） 金　額		当事業年度 （2023年3月31日現在） 金　額	
（負債の部）				
Ⅰ流動負債				
1　預り金		97,104		91,733
2　未払金		1,567,182		1,695,625
3　関係会社未払金		5,112		4,950
4　未払費用		29,883		32,884
5　未払法人税等		－		658,862
6　未払消費税等		－		68,544
7　前受金		21,590		90,915
流動負債計		1,720,873		2,643,516
Ⅱ固定負債				
1　資産除去債務		25,382		25,506
2　繰延税金負債		641		535
固定負債計		26,023		26,041
負債合計		1,746,896		2,669,558
（純資産の部）				
Ⅰ株主資本				
1　資本金		370,000		370,000
2　利益剰余金				
(1) 利益準備金	92,500		92,500	
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,240,213		2,984,385	
利益剰余金計		3,332,713		3,076,885
株主資本計		3,702,713		3,446,885
Ⅱ評価・換算差額等				
1　その他有価証券評価差額金		△ 863		1,102
評価・換算差額等計		△ 863		1,102
純資産合計		3,701,850		3,447,988
負債・純資産合計		5,448,747		6,117,546

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度 〔自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日〕 金額		当事業年度 〔自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日〕 金額	
Ⅰ営業収益				
1 委託者報酬	4,257,570		4,006,593	
2 運用受託報酬	2,418,146		3,571,192	
3 投資助言報酬	5,415		6,796	
4 その他営業収益	180,444	6,861,576	164,385	7,748,968
Ⅱ営業費用				
1 支払手数料	154,091		151,815	
2 調査費				
(1)調査費	53,797		57,566	
(2)委託調査費	117,540		249,174	
3 委託計算費	28,330		37,632	
4 通信費	4,204	357,964	6,066	502,255
Ⅲ一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,713,300		1,714,000	
(2)給料・手当	402,317		413,762	
(3)賞与・退職金等	1,474,079		1,572,707	
2 交際費	9,183		9,265	
3 旅費交通費	1,535		14,865	
4 業務事務委託費	14,382		20,208	
5 租税公課	63,587		75,713	
6 不動産賃借料	114,419		116,691	
7 固定資産減価償却費	9,002		4,315	
8 諸経費	*1 231,894	4,033,702	*1 222,855	4,164,384
営業利益		2,469,909		3,082,327
Ⅳ営業外収益				
1 受取利息	207		3,769	
2 為替差益	16,962		14,889	
3 受取配当金	600		454	
4 還付加算金	―		606	
5 その他の営業外収益	200	17,969	―	19,718
Ⅴ営業外費用				
1 投資有価証券売却損	335		4	
2 その他の営業外費用	2	338	14	19
経常利益		2,487,541		3,102,026
Ⅵ特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	72	72
税引前当期純利益		2,487,541		3,101,954
法人税、住民税及び事業税	686,411		958,360	
法人税等調整額	360	686,771	△ 582	957,778
当期純利益		1,800,769		2,144,176

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	純資産合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 3,200,004	△ 3,200,004	△3,200,004	－	△ 3,200,004
当期純利益	－	－	1,800,769	1,800,769	1,800,769	－	1,800,769
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 1,605	△ 1,605
当期変動額合計	－	－	△ 1,399,234	△ 1,399,234	△1,399,234	△ 1,605	△ 1,400,839
当期末残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	純資産合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△2,400,005	－	△ 2,400,005
当期純利益	－	－	2,144,176	2,144,176	2,144,176	－	2,144,176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	1,965	1,965
当期変動額合計	－	－	△ 255,828	△ 255,828	△255,828	1,965	△ 253,862
当期末残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備　10 年～18 年

器具備品　3 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3 年又は 5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年 4 回、年 2 回もしくは年 1 回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年 4 回もしくは年 2 回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定め

られた算式に基づき月次で認識され、年４回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年２回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

＊1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
建物付属設備	53,963 千円	54,607 千円
器具備品	26,728 千円	29,779 千円
計	80,691 千円	84,387 千円

（損益計算書関係）

＊1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021 年 4 月 1 日 至　2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
諸経費	18,000 千円	18,000 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2.　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

（リース取引関係）

1.　オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2022年3月31日）	当事業年度（2023年3月31日）
1年以内	64,579	65,716
1年超	295,723	230,007
合計	360,303	295,723

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	28,963	28,963	－
資産計	28,963	28,963	－

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	31,209	31,209	－
資産計	31,209	31,209	－

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1） 有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	91	19,603	－
合計	－	91	19,603	－

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	21,310	－	－
合計	－	21,310	－	－

（注3） 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2022 年 3 月 31 日）
投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。
　投資信託については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2019 年 7 月 4 日）第 26 項に定める経過措置を適用しております。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は 28,963 千円であります。

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	9,989	－	9,989
合計	－	9,989	－	9,989

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,220千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
　投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1.　その他有価証券

前事業年度（2022 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託受益証券	10,192	10,000	192
小計	10,192	10,000	192
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	18,770	19,767	△996
小計	18,770	19,767	△996
合計	28,963	29,767	△803

当事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託受益証券	21,220	19,470	1,749
小計	21,220	19,470	1,749
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	9,989	10,100	△110
小計	9,989	10,100	△110
合計	31,209	29,570	1,638

2.　事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,096	―	335

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	291	―	4

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
未払費用否認	9,845 千円	12,347 千円
未払事業税	―	37,077 千円
その他有価証券評価差額金	305 千円	33 千円
資産除去債務	7,772 千円	7,809 千円
繰延税金資産小計	17,922 千円	57,268 千円
評価性引当額（注）	△17,922 千円	△57,268 千円
繰延税金資産合計	―	―
繰延税金負債		
還付事業税	△582 千円	―
その他有価証券評価差額金	△59 千円	△535 千円
固定資産（除去費用）	△0 千円	△0 千円
繰延税金負債合計	△641 千円	△535 千円
繰延税金負債の純額	△641 千円	△535 千円

（注）評価性引当額が 39,346 千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が 37,077 千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2022 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2023 年 3 月 31 日）
法定実効税率	30.6%	―
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	―
評価性引当額の増減	△3.1%	―
その他	0.0%	―
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	―

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年半と見積り、割引率は 0.56%から 1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
期首残高	25,137千円	25,382千円
時の経過による調整額	245千円	123千円
期末残高	25,382千円	25,506千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月１日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月１日 至　2023年3月31日）
委託者報酬	3,039,151千円	2,981,832千円
運用受託報酬	1,392,773千円	2,020,329千円
投資助言報酬	5,415千円	6,796千円
成功報酬	2,243,791千円	2,575,624千円
顧客との契約から生じる収益	6,681,132千円	7,584,583千円
その他の収益	180,444千円	164,385千円
外部顧客への売上高	6,861,576千円	7,748,968千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,257,570	2,418,146	5,415	180,444	6,861,576

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,006,593	3,571,192	6,796	164,385	7,748,968

2　地域ごとの情報

(1)　営業収益

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
4,532,433	2,031,494	297,649	6,861,576

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
4,499,017	2,604,367	645,582	7,748,968

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自　2021 年 4 月 1 日　至　2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（香港）ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	2,031,494	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（香港）ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	2,604,367	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港) カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	—	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注）	2,031,494	未収運用受託報酬	706,700

当事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ(香港)ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	香港	50万香港ﾄﾞﾙ	投資運用業及び投資信託事務委託業	－	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注）	2,604,367	未収運用受託報酬	1,281,933

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場）

（1 株当たり情報）

前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
1株当たり純資産額　500,250円09銭 1株当たり当期純利益金額　243,347円25銭 　なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額　465,944円37銭 1株当たり当期純利益金額　289,753円61銭 　なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
当期純利益	1,800,769千円	2,144,176千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	1,800,769千円	2,144,176千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋　秀和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持　奈美子

中間監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【中間貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末（2023年9月30日現在) 金　額	
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
1 現金・預金			2,700,246
2 顧客分別金信託			100
3 前払費用			37,340
4 未収委託者報酬			528,022
5 未収運用受託報酬			348,700
6 未収投資助言報酬			15,650
7 その他			131,407
流動資産計			3,761,467
Ⅱ固定資産			
1 有形固定資産			9,058
(1)建物付属設備	*1	4,032	
(2)器具備品	*1	5,026	
2 無形固定資産			580
(1)電話加入権		580	
3 投資その他の資産			105,495
(1)投資有価証券		31,463	
(2)長期差入保証金		73,963	
(3)長期前払費用		68	
固定資産計			115,134
資産合計			3,876,602

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	当中間会計期間末（2023年9月30日現在）金額	
（負債の部）		
Ⅰ流動負債		
1 預り金		87,817
2 未払金		61,463
3 関係会社未払金		4,950
4 未払費用		44,055
5 未払法人税等		641,582
6 未払消費税等		98,838
7 前受金		44,201
流動負債計		982,909
Ⅱ固定負債		
1 資産除去債務		25,506
2 繰延税金負債		687
固定負債計		26,193
負債合計		1,009,103
（純資産の部）		
Ⅰ株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	92,500	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,403,600	
利益剰余金計		2,496,100
株主資本計		2,866,100
Ⅱ評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		1,398
評価・換算差額等計		1,398
純資産合計		2,867,498
負債・純資産合計		3,876,602

(2)【中間損益計算書】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別		当中間会計期間 〔自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日〕 金　額
Ⅰ営業収益		
委託者報酬		2,530,998
運用受託報酬		778,548
投資助言報酬		22,208
その他営業収益		6,332
営業収益計		3,338,088
Ⅱ営業費用		207,053
Ⅲ一般管理費	*1	1,187,595
営業利益		1,943,439
Ⅳ営業外収益		
受取利息		2,784
為替差益		80,507
営業外収益計		83,291
Ⅴ営業外費用		
その他		4
営業外費用計		4
経常利益		2,026,726
Ⅵ特別利益		
保険金収入		297
特別利益計		297
税引前中間純利益		2,027,023
法人税、住民税及び事業税		607,803
中間純利益		1,419,219

(3)【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日)

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	純資産合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当中間期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△ 2,000,005	－	△ 2,000,005
中間純利益	－	－	1,419,219	1,419,219	1,419,219	－	1,419,219
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	－	－	－	－	－	295	295
当中間期変動額合計	－	－	△ 580,785	△ 580,785	△ 580,785	295	△ 580,489
当中間期末残高	370,000	92,500	2,403,600	2,496,100	2,866,100	1,398	2,867,498

重要な会計方針

期別 / 項目	第25期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月 30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備　10年～18年 器具備品　3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。 また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

	(4) 成功報酬 　成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 2023年9月30日現在
※　1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　54,929千円 器具備品　31,048千円

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 自　2023年4月　1日 至　2023年9月　30日
※　1　減価償却実施額 有形固定資産　1,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2. 配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （2023年9月30日）	
1.オペレーティング・リース取引	
オペレーティング･リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	65,716千円
一年超	197,149千円
合計	262,865千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（2023年9月30日）
1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	31,463	31,463	―
資産計	31,463	31,463	―

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	10,030	－	10,030
合計	－	10,030	－	10,030

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日）第 24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 21,433 千円であります。なお、期首残高から中間期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

第 25 期中間会計期間末（2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,246	10,000	2,246
小計	12,246	10,000	2,246
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	19,217	19,377	△160
小計	19,217	19,377	△160
合計	31,463	29,377	2,086

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
第 25 期中間会計期間（自　2023 年 4 月 1 日　至　2023 年 9 月 30 日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,506 千円
時の経過による調整額	－千円
当中間会計期間の期末残高	25,506 千円

（収益認識関係）

第 25 期 中 間 会 計 期 間
（自　2023 年 4 月　1 日
至　2023 年 9 月　30 日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

委託者報酬	1,653,204 千円
運用受託報酬	745,976 千円
投資助言報酬	22,208 千円
成功報酬	910,366 千円
顧客との契約から生じる収益	3,331,755 千円
その他の収益	6,332 千円
外部顧客への売上高	3,338,088 千円

（セグメント情報等）

第 25 期中間会計期間（自　2023 年 4 月 1 日　至　2023 年 9 月 30 日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,530,998	778,548	22,208	6,332	3,338,088

2　地域ごとの情報

(1)　営業収益

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
2,573,102	673,081	91,905	3,338,088

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)　有形固定資産

　本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ｼﾝﾌﾟﾚｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（香港）ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	673,081	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

第 25 期 中 間 会 計 期 間
自　2023 年 4 月　1 日
至　2023 年 9 月　30 日

1 株当たり純資産額	387,499 円 79 銭
1 株当たり中間純利益金額	191,786 円 48 銭

（注）1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,419,219 千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	1,419,219 千円
期中平均株式数	7,400 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公開日　　　　　　令和６年１月23日
作成基準日　　　令和５年12月28日

本店所在地:　東京都千代田区丸の内１-５-１
お問い合わせ先:　業務本部